議案第23号

市川市が管理する市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の 一部改正について

市川市が管理する市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の一部を改正 する条例を次のように定める。

平成30年9月7日提出

市川市長 村 越 祐 民

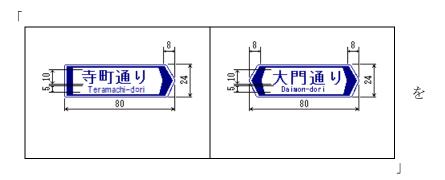
市川市条例第 号

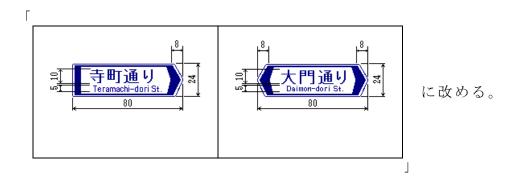
市川市が管理する市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の

一部を改正する条例

市川市が管理する市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例(平成24年 条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表案内標識の表中「 $(1\ 1\ 6\ 0\ 2)$ 」を「 $(1\ 1\ 6\ 0\ 4)$ 」に、「 $(1\ 1\ 6\ 0\ 3)$ 」を「 $(1\ 1\ 6\ 0\ 5)$ 」に、「 $(1\ 1\ 6\ 0\ 4)$ 」を「 $(1\ 1\ 6\ 0\ 6)$ 」に、「 $(1\ 1\ 7\ 0\ 2\ -A)$ 」を「 $(1\ 1\ 7\ 0\ 3\ -A)$ 」に、「 $(1\ 1\ 8\ 0\ 3\ -A)$ 」を「 $(1\ 1\ 8\ 0\ 4\ -A)$ 」に、「 $(1\ 1\ 8\ 0\ 3\ -A)$ 」を「 $(1\ 1\ 8\ 0\ 4\ -A)$ 」を「 $(1\ 1\ 8\ 0\ 5\ -A)$ 」に、「 $(1\ 1\ 8\ 0\ 4\ -B)$ 」に、「 $(1\ 1\ 8\ 0\ 5\ -B)$ 」に、「 $(1\ 1\ 8\ 0\ 5\ -B)$ 」に、





附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の改正に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。